

* この制度は、母子家庭・寡婦・父子家庭を対象としています。

	生活援助	子育て支援
制度の内容	家庭生活支援員が、申請者宅で家事や介護その他の日常生活の支援をする事業。	家庭生活支援員が、支援員の居宅等で乳幼児の保育などをする事業。
どんなときに利用できるか	母子家庭、寡婦及び父子家庭で、次に掲げる事由により日常生活を営むのに支障がある世帯 ア. 自立促進に必要な事由（技能習得のための講習会や通学、就職活動等） イ. 社会的事由（①申請者の仕事・研修・会議・残業等②申請者の病気③緊急の出来事、冠婚葬祭・出張・転勤・事故・災害・看護・出産・失跡等又は学校等の公的行事への参加等） ウ. 離婚や死別をしたばかりで、生活環境の激変が生じた世帯。 エ. その他やむを得ない事由。	
どんなことを頼めるか	ア. 食事の世話 イ. 住居の掃除 ウ. 身の回りの世話など エ. 生活必需品等の買い物 オ. 医療機関との連絡 カ. その他	ア. 乳幼児の保育 イ. 食事の世話 ウ. 遊び相手や身の回りの世話 エ. その他必要な用務 （保育園や児童クラブへの送迎など）
利用できる期間	1年間に1つの事由につき10日を限度とします。1日1時間からの利用ができ、以後1時間単位での利用とします。 早朝・夜間の利用もできます。	1年間に1つの事由につき10日を限度とします。1日2時間からの利用ができ、以後1時間単位での利用とします。 早朝・夜間・宿泊を伴う預かりも実施します。
利用者の費用負担	① 生活保護世帯、市民税非課税世帯 0円 ② 児童扶養手当支給水準の世帯 1時間につき 150円 ③ 上記以外の世帯 1時間につき 300円 * 生活必需品の買い物に掛る費用や、病院などの支払は自己負担です。 * 負担金の支払いについては、福祉事務所から請求書が発行されます。	① 生活保護世帯、市民税非課税世帯 0円 ② 児童扶養手当支給水準の世帯 最初の2時間につき 140円 以降1時間につき 70円 ③ 上記以外の世帯 最初の2時間につき 300円 以降1時間につき 150円 ④ 2人以上の子供を預けた時は、1人に付負担額の0.5倍が加算されます。 * 宿泊については、各保育児童課にお問い合わせ下さい。 * ヘルパーに送迎や食事を頼んだ場合は、旅費（別表参照）や食費を直接ヘルパーにお支払いください。 * 負担金の支払いについては、福祉事務所から請求書が発行されます。
申し込み手続き	1. 各福祉事務所の保育児童課に、登録書と申請書(子育て支援・生活援助)を提出する。登録書は4月から翌年3月まで有効で、年度ごと新たな登録書の提出が必要です。 それぞれの申請書は、具体的な利用理由が決まってから提出します。 2. 具体的な利用日が決まったら、母子会事務局に連絡をする。☎221-1096 3. ヘルパーが決まったら、母子会事務局から連絡がいきますので、その後直接ヘルパーに連絡し打ち合わせをする。 4. 利用日当日ヘルパーに報告書(住所・氏名・支援日時を記入し押印してから)を渡す。 5. 負担金が掛かる世帯には、福祉事務所から請求書が届くので、支払いをする。	

<別表>支援員旅費

区 域 (片道)	自動車・自転車(往復で)	交通機関を利用した場合
1 km以上 5 km未満	100円	1日につき、700円を限度とする
5 km以上 10 km未満	200円	
10 km以上	300円	

* 子育て支援時の食費については、児童1人について1食300円～500円を目安とし、年齢や食欲に応じて支援員と話し合って決め、支援日当日、直接支援員に支払う。